

(用度管財課 一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

なお、本件業務委託の入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算執行が可能となることを条件とします。

令和8年3月17日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 大分県庁舎等文書廃棄業務委託（出張細断）
- (2) 委託期間 令和8年4月13日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所 大分市、由布市内の大分県の行政、教育、公安機関

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）による。

3 入札参加条件

次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者
- (2) 入札日現在において、大分市一般廃棄物（事業系ごみ）収集運搬業の許可及び一般廃棄物（事業系ごみ・古紙類）処分業の許可を得ていること。
- (3) 入札日現在においてシュレッダー搭載車を保有していること。
- (4) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (6) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

紙による入札参加を希望する場合は、下記4及び8に定める手続きによること。

※ 上記(2)(3)の入札参加条件を満たしているかを事前に確認する必要があるため、これを証する書類の写しを令和8年3月31日（火）午後5時までに15の場所に提出すること。なお、期日以降に提出を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

4 入札参加申請の方法及び期間

電子入札システムにより入札参加申請を、令和8年3月18日（水）午前9時から同年3月31日（火）午後5時まで行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（運用基準様式第2号）を、令和8年3月31日（火）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により次の提出先に提出すること。

提出先 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話097-506-2962

5 契約条項を示す方法及び日時

大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和8年4月7日（火）まで入札公告を掲載することにより契約条項を示す。

6 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

7 電子入札システムによる入札金額の入力期間

令和8年4月3日（金）から同年4月7日（火）午後5時まで

電子入札システムを利用して入札する場合はICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。

入札金額については消費税及び地方消費税額抜きの1キログラムあたりの金額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。くじ番号は、001～999までの任意の3桁の数字を入力（記載）すること。（年間廃棄予定数量については仕様書に記載）

8 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班（大分県庁舎本館2階）
- (2) 提出期限 令和8年4月3日（金）から令和8年4月7日（火）午後5時までに必着のこと。なお、郵送の場合は、書留郵便とする。
入札金額の記載方法については上記7に記載のとおりとする。

9 電子入札システムによる開札場所、日時等

- (1) 開札場所 大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班（本館2階）
- (2) 開札日時 令和8年4月8日（水）午前10時

10 再度入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札金額の入力期間、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。

11 入札保証金に関する事項

免除とする。

12 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。

- 14 契約保証金に関する事項
免除とする。
- 15 契約に関する事務を担当する部局の名称
大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-2962